

条例の制定及び改正

**乳幼児医療費の支給
対象年齢を引き上げ
10月から5歳未満に**

(全員賛成で可決)

当町の子育て世代支援体制を充実させ、子どもを生み、子育てしやすい町、住みよい町とするため、乳幼児医療費の支給対象年齢をこれまでの3歳未満から5歳未満までに引き上げます。

なお、障害者や母子家庭などの医療費助成制度についても、現在県議会にて審議中ですので、結果を待って検討します。



国保税が3本立てに

(賛成9・反対3で可決)

後期高齢者医療医療制度は医療費総額の5割を公費で、4割を各保険者の支援金で、1割を被保険者の保険料で運営するため、平成20年度分の国保税からは、課税科目に「後期高齢者支援金分」が加わり「医療分」「介護納付金分」とあわせて3本立てになります。限度額は「医療分」47万円、「後期高齢者支援金分」12万円となりますが、「介護納付金分」は従前のままです。

反対討論

国保に対する国庫負担の削減が、国保税値上げの要因となつています。今回の改正で、限度額が3万円値上げされます。国民の命を守る制度が、苦しめる制度に変わってきている今、国保税を値上げする議案には反対します。

(松本典子)

後期高齢者医療制度運営のための事務

(賛成9・反対3で可決)

本年4月1日から開始される後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で設立された「後期高齢者医療広域連合」が行いますが、市町村も被保険者の身近な窓口として、被保険者からの申請などの受付や、保険証の引き渡し、特別徴収がでない被保険者の保険料を普通徴収として徴収するなどの事務を行うための条例を制定します。

【町の主な事務内容】

- 被保険者からの申請等の受付
- 保険証の引渡し
- 保険料の普通徴収

反対討論

2006年自民、公明の強行採決により採択された医療改悪です。長生きしたら医療費の心配がないようにするのが政治の責務です。

この制度はこれに逆行し、お年寄りをいじめ、そして生存権を奪う制度だと思つるので、反対します。

(松本典子)

反対討論

この制度は、国の放漫な政策運営によつてもたらされた、莫大な借金を埋めるため、医療費の節約を目的に作られた制度です。

特殊法人の解体、天下りの禁止など国の無駄使いをやめさせることが先決であると考えるので、反対します。

(香原 暹)

**「健康診断」を
義務付け
すべての保険者に**

(全員賛成で可決)

健康保険法等が改正され、医療費適正化の総合的な推進のため、すべての保険者に「特定健康診断・特定保健指導」が義務付けられました。

この健診の受診率が目標より低いと、町国民健康保険から後期高齢者への支援金が増額され、被保険者の負担が増えることとなります。

※特定健康診断

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)該当者およびその予備群を早期に見つけるための健診です。

※特定保健指導

該当者とその予備群の人を対象に、予防・解消に向けた指導が行われます。メタボリックシンドロームになると心疾患の発症リスクが約36倍にもなります。

町長自ら給料・ボーナスを
10%カット
副町長 7%
教育長 5%

(全員賛成で可決)

本町の財政状況は依然として厳しい状況にあるので、町長自ら平成20年度と21年度の2年間給与月額およびボーナスを10%減額します。また、これに合わせて副町長は7%、教育長は5%を減額します。

これにより、2年間で442万円が削減できます。

育児短時間勤務制度を導入

(全員賛成で可決)

町職員の勤務時間は、通常週40時間ですが、小学校就学前までの子を養育職員には、週の勤務時間が20時間から25時間までの範囲内で短時間勤務が可能となります。

給与は、勤務しない時間に応じて減額されます。

特別職・一般職員の
旅費改正
走行距離に応じて算出

(全員賛成で可決)

これまで私用車による出張に対する旅費は、公共の交通機関の運賃を基に算出していましたが、社会情勢の変化などにより、実際の走行距離に応じて算出することに改めます。

鞍手分校の授業料値上げ

(賛成10・反対2で可決)

県立高校の授業料値上げに伴い、鞍手分校の授業料を平成20年度の入学時から月額3300円を3400円に値上げします。

妊婦健診費用助成が
拡充されます
無料健診が
2回から5回に

近年、出産の高齢化が進んでいることや、ストレスを抱える妊婦が増加する傾向にあることなどから、母胎の健康を確保するための妊婦健康診査はその重要性・必要性が高まっています。

しかし、経済的理由や就労等のため受診しない妊婦も見受けられます。そのため、次世代育成支援計画に基づく少子化対策として、20年度より公費による無料健診が、これまでの2回から5回に増やされます。

町立病院

行政報告

・整形外科の入院、救急医療を再開
・眼科は週2回の外来のみに

整形外科

昨年7月1日から週3回の外来診療のみを行ってきましたが、産業医科

た。これにより、本年4月1日から、従前どおりの診療体制となります。

眼科

九州大学眼科学教室から、本年3月31日をもって、常勤医師の派遣を中止する旨の連絡がありました。



町立病院

眼科がなくなることは、地域住民の健康管理にかかわる重要な問題であるため、大学と協議を行い週2回非常勤医師で対応をしていく

こととなりました。したがって、今後の眼科診療は、地域住民の要望に十分な診療体制をもって応えることはできませんが、4月1日から非常勤医師による週2回の外来診療のみとなります。

職員トイレ便座火災は
たばこの不始末か
広域消防本部から、1月23日に町立病院の職員トイレ便座火災の火原因調査結果報告書が提出されました。

報告書によると、タバコの火による出火の可能性が高いと推定され、直方警察署では引き続き捜査中です。
火災後の安全管理については、防火体制の再点検・検証を行い、設備面では、煙感知器や防犯カメラの設置などを行い、防犯・防災体制の強化を図っています。